

事 務 連 絡
令和 3 年 2 月 1 日

各都道府県衛生主管部(局) 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に当たり
教育委員会等の所管する施設等を利用することについて（周知）

新型コロナウイルス感染症にかかる予防接種において教育委員会等の所管する施設等を利用することについて、文部科学省から別添のとおり各都道府県教育委員会教育長、各指定都市教育委員会教育長及び各都道府県知事へ通知されていますので、ご連絡します。

各都道府県におかれては、管内各市町村に対し、保健衛生部局と教育委員会で連携し、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の会場確保に努められるよう周知をお願いします。なお、ワクチン接種会場として学校を使用するに当たっては、教育活動に支障がないよう配慮しつつ、学校等における児童生徒等との接触がなされないような動線の設定や、接種後の会場の消毒など、会場の特性に応じて、利用に当たって必要な対応に遺漏のないよう御配慮をお願いします。

新型コロナウイルスのワクチン接種会場に教育委員会等の施設を使用することについて、要望が示された場合には、積極的にご協力いただくよう、お願いいたします。また、その際の留意点や、学校を使用する場合の工夫例についても示していますので、参考にいただき、児童生徒の教育活動に支障のないようご配慮ください。

2文科初第1599号
令和3年2月1日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長 殿
各都道府県知事

文部科学省総合教育政策局長
義本 博 司

文部科学省初等中等教育局長
瀧 本 寛

スポーツ庁次長
藤 江 陽 子

文化庁次長
矢 野 和 彦

新型コロナウイルスのワクチン接種会場に教育委員会等の
所管する施設等を活用することについて（通知）

現在、新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、結果として新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図るため、新型コロナウイルスのワクチンの接種の実施に向けた準備を国、地方公共団体で一体となって進めております。

今般、教育委員会の所管する施設等をワクチン接種会場として活用することについて、厚生労働省から別添の依頼がありました。文部科学省としても、ワクチンの接種会場の確保は重要な課題であると認識しており、それぞれの地方公

共団体において、ワクチンの接種会場を検討する中で、体育館等の学校の施設や社会体育施設、社会教育施設、文化施設等の教育委員会が所管する施設を使用したいという要望が示された場合には、教育委員会におかれても積極的にご協力いただくよう、お願いいたします。その際、特に学校の施設の場合には、別紙で示した「学校の施設を使用する場合の工夫例」も参考にして、児童生徒の教育活動に支障のないようご配慮ください。

上述の施設をワクチン接種会場として使用する場合、ワクチン接種に関する現時点での状況を踏まえ、以下の点に留意するよう、お願いします。

- (1) 教育委員会は、ワクチン接種の準備段階から実施後の活動再開まで円滑に行われるよう、ワクチン接種の実施計画を確認するなど、ワクチン接種の担当部署と連携すること。
- (2) いずれの施設においても年間の活動を計画的に実施していることから、教育委員会は、ワクチン接種の会場となった施設の本来の目的とする活動が可能な限り円滑に実施されるよう、ワクチン接種の実施計画で示された情報を早期に当該施設の管理者に連絡すること。

また、当該施設を首長部局が所管する場合には、当該施設の所管部局においても同様に留意ください。

以上について、各都道府県教育委員会教育長におかれては、域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県知事におかれては、域内の市区町村に対し、周知いただくようお願いいたします。

(参考) 学校の施設を使用する場合の工夫例

(1) 日程等の調整に係る事項

- 日程等の調整については、
 - ・ 休日は学校、平日はその他の公共施設という分担を行うことや、授業実施期間は休日に体育館を使用し、休業期間は授業をしていない教室等を使用することも考えられること
 - ・ 特定の学校に長期間、会場校を固定せず、複数の学校を持ち回るかたちで実施すること
- 等の方法も考えられること。

(2) 学校施設の使用に係る事項

- 近隣の学校や施設と連携することによって、当初、予定していた教育活動を実施すること。

(3) 感染症対策等に係る事項

- 多数の者が会場校に来校することを踏まえ、感染症対策や防犯対策の観点から、適切な動線の設定や使用区域の明確化等を行うこと。

<本件連絡先>

文部科学省：03-5253-4111（代表）

○学校の施設の利用に関すること

初等中等教育局健康教育・食育課（内線2918）

○社会体育施設の利用に関すること

スポーツ庁参事官（地域振興担当）付（内線3773）

○社会教育施設の利用に関すること

総合教育政策局地域学習推進課（内線2974）

○文化施設の利用に関すること

文化庁企画調整課（内線3143）

健 発 0 2 0 1 第 1 号
令 和 3 年 2 月 1 日

文部科学省総合教育政策局長
文部科学省初等中等教育局長 殿
スポーツ庁次長
文化庁次長

厚 生 労 働 省 健 康 局 長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に当たり
教育委員会等の所管する施設等を利用することについて（依頼）

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き(第1.1版)」(令和3年1月15日)において、市町村が必要に応じて医療機関以外で接種を行う会場の例として、保健所、保健センターのほか、学校等についてもお示ししているところです。

今般の接種は、新型コロナウイルス感染症の流行及びその長期化により、国民の生命・健康はもとより、社会経済にも極めて大きな影響を及ぼしている状況に鑑み、国民への円滑な接種を実施するため、国の主導のもと、身近な地域において接種が受けられる仕組みを構築する必要があり、市町村の実情に応じて、学校施設を含め、幅広い施設を活用するようお願いしています。

つきましては、今般の接種に当たって、学校等の教育委員会等の所管する施設等をワクチン接種会場として利用することについて、特段の御配慮をお願いします。

本通知の内容につきましては、貴職所管の関係教育機関等に対し御周知いただきますようお願いいたします。